

# 平成26年度 市民委員会資料①

平成26年第3回定例会提出予定議案の説明

【議案第96号】川崎市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定  
について

参考資料

条例新旧対照表

市民・子ども局

(平成26年8月28日)

## 川崎市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>○川崎市交通安全対策会議条例<br/>昭和46年4月1日条例第26号</p> <p>川崎市交通安全対策会議条例<br/>(中略)<br/>(会長及び委員)</p> <p>第3条 会議は、会長及び委員をもって組織する。</p> <p>2 会長は、市長をもって充てる。</p> <p>3 会長は、会務を総理する。</p> <p>4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 国の関係地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱するもの</p> <p>(2) 神奈川県職員のうちから市長が委嘱するもの</p> <p>(3) 神奈川県警察の警察官のうちから市長が委嘱するもの</p> <p>(4) 市職員のうちから市長が指名するもの</p> <p>(5) 市教育長</p> <p>(6) 市消防長</p> <p><u>(7) 交通安全関係団体の役員又は職員のうちから市長が委嘱するもの</u></p> <p><u>(8) 学識経験のある者のうちから市長が委嘱するもの</u></p> <p><u>(9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めて委嘱するもの</u></p> <p>6 委員の定数は、<u>25人以内</u>とする。</p> <p>7 <u>第5項第1号から第3号まで及び第7号から第9号までの委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p>8 委員は、非常勤とする。</p> | <p>○川崎市交通安全対策会議条例<br/>昭和46年4月1日条例第26号</p> <p>川崎市交通安全対策会議条例<br/>(中略)<br/>(会長及び委員)</p> <p>第3条 会議は、会長及び委員をもって組織する。</p> <p>2 会長は、市長をもって充てる。</p> <p>3 会長は、会務を総理する。</p> <p>4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>5 委員は、<u>次の各号</u>に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 国の関係地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱するもの</p> <p>(2) 神奈川県職員のうちから市長が委嘱するもの</p> <p>(3) 神奈川県警察の警察官のうちから市長が委嘱するもの</p> <p>(4) 市職員のうちから市長が指名するもの</p> <p>(5) 市教育長</p> <p>(6) 市消防長</p> <p>6 委員の定数は、<u>20人以内</u>とする。</p> <p>7 <u>第5項第1号、第2号及び第3号の委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p>8 委員は、非常勤とする。</p> |